

浜通り医療提供体制強化事業実施要領の「補助基準額」について

第3 補助金の算定

(2) 補助基準額

ア 被災失業者等及び県外医療従事者の常勤雇用の場合

$$\boxed{\text{補助基準額}} = \boxed{\text{月額給与}} \times \boxed{\text{勤務月数}} + \boxed{\text{年間賞与その他の特別給与額}}$$

職 種	月額給与	勤務月数	年間賞与その他の特別給与額
① 医師	920千円	月数	611千円
② 歯科医師	567千円	月数	550千円
③ 薬剤師	392千円	月数	761千円
④ 看護師	339千円	月数	808千円
⑤ 准看護師	293千円	月数	618千円
⑥ 診療放射線・診療X線技師	344千円	月数	900千円
⑦ 臨床検査技師	311千円	月数	803千円
⑧ 理学療法士、作業療法士	287千円	月数	653千円
⑨ 栄養士	254千円	月数	572千円
⑩ 歯科衛生士	280千円	月数	420千円
⑪ 歯科技工士	315千円	月数	290千円
⑫ 介護支援専門員（ケアマネージャー）	274千円	月数	612千円
⑬ 上記以外	271千円	月数	633千円

イ 被災失業者等及び県外医療従事者の非常勤雇用の場合

ウ 県外からの医療支援を受ける場合

$$\boxed{\text{補助基準額}} = \boxed{\text{月額給与} \times 1 / 21 \text{ (千円未満切捨て)}} \times \boxed{\text{勤務日数}}$$

職 種	月額給与 × 1 / 21 (千円未満切捨て)	勤務日数
① 医師	920千円 × 1 / 21 = 43千円	日数
② 歯科医師	567千円 × 1 / 21 = 27千円	日数
③ 薬剤師	392千円 × 1 / 21 = 18千円	日数
④ 看護師	339千円 × 1 / 21 = 16千円	日数
⑤ 准看護師	293千円 × 1 / 21 = 13千円	日数
⑥ 診療放射線・診療X線技師	344千円 × 1 / 21 = 16千円	日数
⑦ 臨床検査技師	311千円 × 1 / 21 = 14千円	日数
⑧ 理学療法士、作業療法士	287千円 × 1 / 21 = 13千円	日数
⑨ 栄養士	254千円 × 1 / 21 = 12千円	日数
⑩ 歯科衛生士	280千円 × 1 / 21 = 13千円	日数
⑪ 歯科技工士	315千円 × 1 / 21 = 15千円	日数
⑫ 介護支援専門員（ケアマネージャー）	274千円 × 1 / 21 = 13千円	日数
⑬ 上記以外	271千円 × 1 / 21 = 12千円	日数